

学校いじめ防止基本方針

令和5年3月改訂
美里町立中央中学校

1 いじめ防止等に関する基本的な方向

(1) はじめに

いじめは、全ての生徒に関する問題であり、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」である。また、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は、後を絶たず、本校の生徒がその犠牲者にならないとは言い切れない。

学校は、生徒たちにとって安全・安心な場所であるとともに、自己の生き方を見つめ、未来を切り拓き、夢を実現する場所でなければならない。

したがって、本校では、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、次のことについて組織的、計画的に取り組んでいく。

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の見直しと共有
- ② 学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）の設置及び活性化
- ③ 困難課題対応的生徒指導から発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換
- ④ いじめを生まない環境づくり
- ⑤ 生徒がいじめをしない態度や能力身に付ける取組の充実

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) 具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

○ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、積極的に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を行う。

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) 学校いじめ対策組織の設置及び構成メンバー

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

委員会の構成メンバーは、校長、教頭、生徒指導主事、人権教育主任、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、(スクールカウンセラー)とする。また、本校における情報集約担当者は、生徒指導主事及び養護教諭が担当する。

委員会職の役割については、次の通りとする。

- ① いじめ防止等の取組に係る年間計画の作成、実行
- ② いじめに関する生徒向け講演会等及び職員向け校内研修等の企画・運営
- ③ いじめの相談・通報窓口
- ④ いじめ事案への対応(アンケート調査及び聞き取り等、指導・支援体制の構築等)
- ⑤ いじめの解消の判断
- ⑥ いじめの重大事態への対処

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定及び運用

熊本県及び美里町のいじめ防止基本方針を参考に「学校いじめ防止基本方針」策定するとともに、毎年4月及び適時、生徒、保護者等へ説明する場を設定する。また、ホームページに掲載する。

学校いじめ防止基本方針の記載内容が、適切に機能しているか学校評価や生徒アンケート等を踏まえ、いじめ防止対策委員会を中心に年2回点検し、必要に応じて見直しを図り、より実効性の高い取組を維持する。(PDCAサイクル)。

(3) 本校におけるいじめの未然防止等の取組

ア 「子供の居場所づくり推進テーブル」と生徒指導の3つの機能を大切にした生徒指導の充実に努める。

イ あらゆる教育活動を通して、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を徹底させ、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを推進する。

ウ 家庭や地域との連携のもと、道徳教育や人権教育、体験活動、交流活動等の充実を通して、相手の多様な見方や考え方、立場を尊重し、課題解決に協力して行動できる人間関係の構築を図る。

エ 教職員のいじめへの基本的認識や発達的特徴をふまえた指導力を高める研修、安心して過ごせる環境づくり、互いに認め合い「悪いことは悪い」と言い合える集団づくり、一人一人を大切にした学級経営、各種チェックシートの活用、教育相談の実施等によるいじめを生まない取組等を充実させる。

オ 学校運営協議会において、地域に対する学校基本方針の周知や現状報告、情報収集等を行い、PTA・地域との情報共有や協力体制の構築を図る。

(4) 本校におけるいじめの早期発見等の取組

ア 毎週定期開催の「生徒指導委員会」や全職員による「生徒を見つめる会」等で、生徒の生活実態や人間関係の把握を行い、情報連携を密にして些細な兆候を見逃さず、いじめ等の認知及び早期対応に努める。

イ いじめの把握及びいじめを訴えやすい環境づくりのため、「なんでも相談窓口」の設置、定期アンケート調査、学級担任やSC・心の教室相談員等による教育相談、いじめ発見のための各種チェックリスト（教職員用、保護者用）の活用、電話窓口の周知等を行う。

(5) いじめに対する措置

ア 「学校いじめ防止基本方針」に従い、いじめ防止対策委員会を組織し、事実関係の把握を正確且つ迅速に行う。

イ 聞き取りは、「個別に別室で同時に時間を決めて」実施し、一致するまで丁寧に事実を把握する。

ウ 被害者に対しては「受容・傾聴・共感」の姿勢で、本人の話や気持ちをしっかり受け止めると共に、「あなたを絶対に守る」ことを伝え、心配や不安を取り除く。

エ 加害者に対しても、心情への共感的理解に努めつつ、生徒自らが相手に与えた苦しみ、痛みに気づき、自分がやったいじめの重大さを認識できるように指導していく。

オ 保護者に対しては、発見したその日に、家庭訪問等で直接、事実と学校の方針等を伝える。

カ 深刻ないじめ発生の際は、情報共有及び専門的・組織的対応を目的として、SC、SSW等の専門家や関係機関を含めた「いじめ防止対策委員会」を設置し、重大な事態に陥らないよう迅速な対応を行う。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して、いじめ防止対策委員会で判断する。

(7) 本校におけるいじめの防止等の年間計画

月	生徒に関する内容	保護者・教職員に関する内容
4月	・心と体の振り返りシート ・朝ランニング（週2回：通年）	・家庭訪問 ・PTA総会（いじめ防止基本方針の周知）
5月	・人権集会（いじめ撲滅宣言）及び人権学習 ・スクールロイヤー講演会	・PTAあいさつ運動 ・現地研修（豊野） ・スクールロイヤー講演会
6月	・教育相談アンケート及び教育相談 ・心の絆を深める全校集会	・いじめ発見チェックリスト（家庭） ・教育相談
7月	・SNSの使い方講座 ・全校レクリエーション（球技大会） ・全学年三者面談	・PTA授業参観（情報交換） ・三者又は二者面談（全家庭）
8月		
9月	・いじめ調査及び個別の教育相談	・
10月	・教育相談アンケート及び教育相談 ・人権学習	・教育相談
11月	・3年生三者面談	・三者面談
12月	・心のアンケート ・全校レクリエーション（球技大会）	・PTA授業参観（情報交換）
1月	・教育相談アンケート及び教育相談	・教育相談 ・学校評価アンケート（保護者用）
2月	・学校評価アンケート（生徒用）	
3月		

3 重大事案への対処

いじめ防止対策推進法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(1) 重大事案への対処

- ① 重大事態が発生した場合（疑われる場合も含む）には、直ちに美里町教育委員会に報告する。
- ② 美里町教育委員会と協議の上、事案に対処する調査組織を設置する。
- ③ 調査組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の情報を適切に提供する。